

パートタイム労働職員就業規則 (施設版)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則はパートタイム労働職員（以下「パート職員」という。）の雇用、勤務及び給与等の取り扱いについて定める。

2 この規定に定めのない事項については、社会福祉法人すくすくどろんこの会就業規則（施設版）（以下「就業規則」という。）及び労働基準法の定めるところによる。

(定義及び適用範囲)

第 2 条 パート職とは、所定労働時間が 1 日 7 時間以内、1 週 35 時間以内の契約内容で採用された者をいう。

2 この規則は、社会福祉法人すくすくどろんこの会が経営する各施設（以下、「施設」という。）がパート職員として採用した者に適用する。

(労働契約の期間)

第 3 条 労働契約の締結に当たって期間の定めをする場合には、1 年の範囲内で、契約時に本人の希望を考慮のうえ個別に決定し、別紙の労働条件通知書で示すものとする。ただし、必要に応じて契約を更新することができるものとする。

2 前項の更新により勤続が通算 5 年となったときは、労働契約法第 18 条の定めるところにより無期契約への転換を申込むことができる。

第 2 章 服 務 ・ 勤 務

(服務)

第 4 条 パート職員の服務については、就業規則第 2 章（服務）を準用する。

(勤務時間等)

第 5 条 パート職員の勤務時間・休日等については、個別に示す労働条件通知書による。ただし、業務の都合上、その他やむを得ない事情により、所定労働時間の範囲内において始業・終業時刻及び休憩時間を繰り上げまたは繰り下げることができる。

2 シフト決定後に振替を希望する場合は、月間勤務数の 2 割を限度とする。

3 法人内の他施設が臨時の応援を必要とするときは、近隣の他施設へ出張を命じることがある。

第 3 章 有給休暇

(年次有給休暇)

第 6 条 6 か月継続勤務し、所定労働日数の 8 割以上出勤したパート職員には、年次有給休暇を与

えるものとし下記表に定める。

- 2 年次有給休暇は、パート職員の所定労働日に対する請求により与えられるものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、その請求日を変更することができるものとする。
- 3 年次有給休暇の残日数は、前年度発生した分につき次年度に繰り越すことができるものとする。
- 4 パート職員が年次有給休暇を受けようとするときは、2週間前までに所定の様式に所要の事項を記載して施設長の決済を受けなければならない。突発的なやむを得ない事由により欠勤したときで施設長が承認した場合は、事後の速やかな届け出により当該欠勤を年次有給休暇に振り替えることができる。ただし、この承認は施設長の裁量に属するものとし、必ず行われるものではない。また、無断欠勤を年次有給休暇の振替とすることはできない。
- 5 1月内に3日以上 of 年次有給休暇を取得するときは、原則として対象月の開始の日1か月前までに届け出なければならない。
- 6 時間単位の取得は認めない。
- 7 年次有給休暇取得日の賃金は、労働基準法第12条に定める平均賃金を支給する。
- 8 施設の利用者に対するサービス万全のため、一職種においては1日に1名までの取得とする。
- 9 取得のルールについて、本条4,5,にかかわらず、施設事情に応じた取り決めを施設ごとに話し合い、理事長の承認を得た場合は、それに従うものとする。

週所定労働時間	週所定労働日数	働日数 1年間の所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間の付与日数						
			6か月	以上 1年6か月	以上 2年6か月	以上 3年6か月	以上 4年6か月	以上 5年6か月	以上 6年6か月
3 2時間以上									
3 2時間未満	5 日以上	217 日以上	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
	4 日	169～ 216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
	3 日	121～ 168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
	2 日	73～ 120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
	1 日	48～ 72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

(特別休暇)

第 7 条 特別休暇については、原則として与えない。

(療養休暇)

第 8 条 療養休暇については、原則として与えない。

第 4 章 給 与

(定義)

第 9 条 この規則において「給与」とは給料、通勤手当、行事手当、被服手当、住居手当、特殊業務手当、変則勤務手当、時間外手当、法休手当、深夜手当、季節手当、処遇改善に伴う手当、退職金をいう。

(給与及び支払い)

第 10 条 パート職員の給与並びに支払日は、労働条件通知書に基づく。

- 2 前項に規定する支払日が土曜日及び日曜日または休日にあたるときはその日前のその日に最も近い土曜日及び日曜日または休日でない日を支払日とする。
- 3 パート職員の基本給は時給とし、施設長が決定し理事長の承認を得た額を支給する。
- 4 支払方法は同意を得ての振込を原則とするが、以下の場合は現金直接払いとする。
 - (1)承認を得ない一方的な行動で退職したとき
 - (2)貸与物の返還をしないとき
 - (3)私物を放置しているとき

(昇給)

第 11 条 パート職員の昇給は原則として行わない。ただし物価事情その他の事由により改定の必要があるときは、理事会の承認を得て時給単価を改正する。

第 5 章 諸手当

(通勤手当)

- 第 12 条 自動車等交通用具を利用し片道 2 Km 以上の通勤を行う職員に対し、所定の様式による申請により実費または算出額を支給する。ただし、通勤方法は最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路等でなければならない。
- 2 交通機関を利用し通勤を行う職員に対し、所定の様式による申請により実費額を支給する。
 - 3 自動車等交通用具での通勤を許可された者が外部の駐車場及び駐輪場等を利用する場合は、実費を支給する。ただし、月極利用の場合は 1 日につき月額額の 30 分の 1 の額とする。
 - 4 通勤手当の上限は、前各項を合せ日額 1,500 円とする。ただし、交通機関を利用し通勤を行う職員に対し、施設長が正当と認める場合は上限を超え、実費分を支給することができる。

(行事手当)

第 13 条 行事手当については、原則として支給しない。

(被服手当、住居手当及び特殊業務手当)

第 14 条 被服手当、住居手当及び特殊業務手当は原則として支給しない。

(変則勤務の手当)

第 15 条 パート職員に対しては、変則勤務手当の支給は行わない。ただし施設の事情により時間帯に応じた加算を行うことができる。

第 16 条 (削除)

(時間外手当、法休手当及び深夜手当)

第 17 条 時間外手当、法休手当及び深夜手当については、社会福祉法人すくすくどろんこの会給与規程（施設版）第 22 条、第 23 条、第 24 条を準用し支給する。

(季節手当)

第 18 条 季節手当は原則として支給しない。

(処遇改善に伴う手当)

第 18 条の 1 パート職員の処遇改善に伴う手当は、別に定める職員の処遇改善に伴う手当に関する細則（以下「改善細則」という。）による。

(退職金)

第 19 条 退職金は支給しない。

第 6 章 その他

第 20 条 (削除)

(採用決定者の提出書類)

第 21 条 パート職員に採用された者は採用後 2 週間以内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 住民票記載事項の証明書
- (3) 扶養親族控除申告書、その他、税法上必要とする書類
- (4) 通勤届及び自宅付近図
- (5) 番号法上必要とする書類
- (6) その他、施設長が必要と認める書類

(試用期間)

第 22 条 新たに採用したパート職員については、試用期間を設けるものとする。ただし、施設長が必要でないと認めた者については、この限りではない。

2 前項の試用期間は3か月とする。

3 採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、試用期間中に解雇することがある。

(退職)

第 23 条 次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 雇用期間が満了したとき
- (2) 定年である 65 歳に達したとき
- (3) 退職を願い出て承認されたとき

退職の願い出は 30 日前、担任を持つ者は 90 日前までに行うものとする。

(解雇)

第 24 条 次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 勤務成績がよくないとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えられないとき
- (3) その職に必要な適格性を欠くとき
- (4) 試用期間中又は試用期間中満了時までに職員として不適格であると認められたとき
- (5) 就業規則第 47 条に定める懲戒解雇事由に該当する事実があると認められたとき
- (6) 財源及び業務上の事由により雇用の継続が困難になったとき

(懲戒の種類)

第 25 条 懲戒は、その情状に応じ、次の区分により行う。

- (1) けん責 始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 出勤停止 始末書を提出させるほか、7 日間を限度として出勤を停止しその間の賃金は支給しない。
- (3) 懲戒解雇 即時に解雇する。

(懲戒の事由)

第 26 条 パート職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責または出勤停止とする。

- (1) 正当な理由なく、無断欠勤をしたとき
- (2) 正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 過失により、施設または利用者に損害を与えたとき
- (4) 素行不良で、施設内の秩序または風紀を乱したとき
- (5) 第 4 条（服務）に関する違反があったとき
- (6) 運営方針に反する行動で施設の運営に支障をきすとき
- (7) 施設運営に係る事項、職員およびその関係者に関する業務上知り得た情報を、業務に資する目的外で施設長の許可なく外部に持ち出したとき

- (8) 施設の運営上の備品や書類の取扱いについて施設長の指示に違反したとき
 - (9) 就業規則第 10 条の 5 第 2 項に定める不適切な行為を行ったとき、又は同条第 3 項若しくは第 4 項に定める報告義務に違反したとき
 - (10) 就業規則第 10 条の 6 に規定する犯罪事実確認その他必要な手続に正当な理由なく応じなかったとき
 - (11) その他この規則に違反し、または前各号に準ずる不都合な行為があったとき
- 2 パート職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。この場合において、行政官庁の認定を受けたときは、労働基準法第 20 条に規定する予告手当は支給しない。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第 24 条に定める普通解雇又は減給、出勤停止とすることがある。
- (1) 重要な経歴を詐称して雇用されたとき
 - (2) 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき
 - (3) 故意又は重大な過失により法人に重大な損害を与えたとき
 - (4) 法人内において刑法その他刑罰法規の各規程に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く）
 - (5) 素行不良で著しく法人内の秩序又は風紀を乱したとき
 - (6) 相手方の望まない言動により、円滑な職務遂行を妨げたり、職場の環境を悪化させ、又はその言動に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与えるような行為を行ったとき
 - (7) 許可なく職務以外の目的で法人の施設、物品等を使用したとき
 - (8) 私生活上の非違行為や法人に対する誹謗中傷等によって法人の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき
 - (9) 公私を問わず子どもに対する虐待や人権侵害とされる行為又は疑われる行為により公的第三者が介入したとき
 - (10) 業務上知り得た子どもや保護者の個人的情報を施設長の許可なく外部に持ち出したとき
 - (11) こども性暴力防止法第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等を行ったとき
 - (12) 就業規則第 10 条の 5 第 2 項に定める不適切な行為のうち、重大なものを行い、法人の信用を著しく失墜させたとき
 - (13) その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき
- 3 第 2 項の規定による懲戒解雇に際し、当該パート職員から請求のあった場合は、懲戒解雇の理由を記載した証明書を交付する。

(表彰)

- 第 27 条 施設長はパート職員が次の各号のいずれかに該当する行為があったときは審査のうえ理事長の承認を得て表彰することがある。
- (1) 職務に誠実で他の模範となるとき
 - (2) 業務上有益な工夫考案又は発明をしたとき
 - (3) 災害を未然に防止し又は非常の際に特に功労のあったとき
 - (4) 勤務成績優秀で永年勤続したとき
 - (5) 人事分野において貢献があったとき

(6) その他特に表彰の必要があると認めるとき

(表彰の方法)

第 28 条 前条の表彰は次の各号の 1 以上によって行う。

- (1) 賞金の授与
- (2) 賞品の授与
- (3) 賞状の授与

(携帯機器、パソコンの私的使用の禁止)

第 29 条 携帯機器、パソコンの私的使用の禁止については、就業規則第 49 条を準用する。

(実施規定)

第 30 条 実施規定については、就業規則第 50 条を準用する。

(改正)

第 31 条 改正については、就業規則第 51 条を準用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 28 年 9 月 20 日から改正施行する。

この規則は、平成 29 年 12 月 15 日に改正し、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から改正施行する。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規則は、令和 8 年 8 月 2 日から改正施行する。但し、こども性暴力防止法に係る規定については、同法の施行前であっても適用する。